

ますしんフリーローン「アシスト」

(令和 8 年 10 月 1 日現在)

1. 商 品 名	・ アシスト
2. 販売対象	・ 契約時満 20 歳以上で、かつ完済時満 75 歳以下 ・ 安定継続した収入のある方（パート・アルバイト・年金受給者及び専業主婦も申込できます） ・ 当組合の営業区域内に居住または勤務している方 ・ 保証会社（(株) ジャックス）の保証が受けられる方
3. 資金使途	・ 自由（事業性資金を除く）
4. 融資額・形式	・ 10～500 万円（1 万円単位）の証書貸付
5. 返済回数	・ 6 回以上 120 回以内
6. 担保・保証人	・ 不要 （保証会社である（株）アシストの保証を受けていただきます。）
7. 融資利率	・ 固定金利年 6.7% ※融資利率には保証料を含みます。 ※金融情勢により利率が変更となる場合があります。
8. 返済方法	・ 毎月元利均等返済 （ボーナス返済併用可。但し、融資金額の 50%まで）
9. 返済日	・ 毎月 15 日（返済日が休業日の場合は、翌営業日となります）
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。 【窓口：益田信用組合業務推進部】 0576-25-2009 受付日 : 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情等対応手続については、店頭に掲示しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.masushin.jp ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただ

	けます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
11. その他参考となる事項	